

条例見直し調書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	介護保険法施行条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 37 号	法 規 集	第 6 編第 2 章
所 管 部 局 室 課	保健福祉部高齢福祉課、保健福祉部地域保健福祉課		
条 例 の 概 要	介護保険法の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている介護保険に関する財政安定化基金（以下「基金」という。）、審査会、手数料等について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必 要 性	<p>基金、審査会は、介護保険法において県に設置するものとされ、基金の管理及び処分については地方自治法に基づき、審査会のうち公益を代表する委員の定数、医師等に支給する報酬の額については介護保険法に基づき、それぞれ条例で定めるものとされている。</p> <p>介護保険法に基づく事務の手数料は、地方自治法に基づき条例で定める必要がある。また、介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務等については、効率性の観点から指定機関等に実施させ、その手数料を当該機関の収入とする必要があることから、介護保険法に基づきその旨を条例で規定するものである。</p>	
	有 効 性	<p>基金は、市町村における介護保険の財政の安定化に資するため適正に運用されており、有効に機能している。</p> <p>審査会の公益を代表する委員の定数については、審査請求の処理に必要な合議体が設置できるように定めており、審査会の運営のため、有効に機能している。</p> <p>介護支援専門員に係る実務研修受講試験、実務研修及び更新研修については、それぞれ登録試験問題作成機関、指定試験実施機関等において適切に運用されており、介護支援専門員の養成及び資質の向上のため有効に機能している。</p> <p>介護サービス情報に係る調査及び公表については、それぞれ指定調査機関等において適切に運用されており、介護サービス利用者に対する情報の提供のため有効に機能している。</p> <p>手数料の額は、事務処理に要する人員、時間、その他必要な経費を基に算定したものであり、適正なものである。</p>	<p>基金運用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付 H17 36,500,750 円 ・貸付 H17 244,840,634 円 H18 17,931,000 円 H19 9,500,000 円 <p>審査会裁決件数</p> <ul style="list-style-type: none"> H17 23 件 H18 37 件 H19 16 件 <p>手数料徴収実績</p> <ul style="list-style-type: none"> H17 636,000 円 H18 373,745,100 円 H19 444,473,000 円
	効 率 性	<p>基金の拋出率については、介護保険事業計画の改定に合わせて、保険料収納額、基金残高等を踏まえて見直しを行っており、適正な残高が確保されている。</p> <p>審査会の公益を代表する委員の定数は、介護保険法施行令第 46 条に定める基準に従い、審査請求件数及びその他の事情を勘案して定めているものであり、適切に規定されている。</p> <p>登録試験問題作成機関等が行う事務の財源となる手数料は、当該機関が収入しており、効率的である。</p>	
	基 本 方 針 適 合 性	<p>介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスを提供するものであり、「神奈川力構想」に適合している。</p> <p>また、登録試験問題作成機関等が手数料を収入し、必要な事務を行うことにより、県の事務コストが削減されるため、県の行政システム改革基本方針にも合致するものである。</p>	
	適 法 性	<p>介護保険法の規定に基づき、都道府県知事が行うこととされている介護保険制度の施行に関し必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。</p>	
	そ の 他	<p>介護保険法施行規則の改正（平成 21 年 4 月 1 日施行）による介護サービス情報に係る調査対象サービスの追加及び調査方法の変更に伴い、2 月定例会において追加サービス分の手数料の新設及び既存の手数料の改定を行う。</p>	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	<p>現行条例の運用上の課題は見受けられないが、介護保険法施行規則の改正に伴い介護サービス情報に係る手数料の改正等を行う必要がある。</p>	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)